

日野市男女平等推進委員会〔第12期〕公募委員の選出要領

令和7年12月26日
企画部平和と人権課

日野市男女平等推進委員会〔第12期〕公募委員の選出に必要な手続きを下記のとおり定める。

第1条 任期

令和8年7月1日から令和10年6月30日まで

第2条 公募人数

3名

第3条 応募資格

日野市に在住または在勤もしくは在学の18歳以上の方

第4条 公募方法

- (1) 公募にあたり、広報等適切な方法で市民に周知する。
- (2) 応募期間は広報掲載の翌日から20日以内（土日祝日を除く）。
- (3) 応募は、封書、ファックス、Eメールのいずれかによる。
- (4) 応募者は次の事項を書面に記載し、提出しなければならない。

① 住 所	④ 性 別
② 氏 名 (ふりがな)	⑤ 職 業
③ 年 齢	⑥ 電話番号
- (5) 応募者は、(4)の書面を提出する際、次により作成した作文を添付するものとする。
 - ①作文のテーマは「地域において、性別等に関わりなくすべての人があらゆる分野でともに参画するために必要なこと」
 - ②400字程度の文章とする。
- (6) 第11期委員からの推薦による者については、上記(4)に加え、地域における活動実績を付記する。
- (7) 再任を希望する者（2期を超えない）及び第11期委員からの推薦による者については上記(5)を不要とする。

第5条 選考委員

選考委員は、日野市男女平等行政推進本部設置要綱第3条の組織内における女性1名、男性1名と企画部長及び平和と人権課長とする。

第6条 選考方法

- 1 選考は、第3条に定める応募資格を審査し、第4条第5項により提出された作文の評価点等と男女の比率を勘案して選出する。
- 2 作文による評価においては、40点に選考会の委員数を乗じて求めた点数を満点とし、全選考委員の評価点の合計が、満点の50パーセントに満たない者は選出対象としない。
- 3 再任を希望する者(2期を超えない)及び第11期委員より推薦のあった者については、その者における実績等を考慮し、上記2の方法による選考を省略する。
- 4 上記選考方法のほか、選考委員の協議により選出することができる。

第7条 作文の評価方法

- 1 作文の評価は、応募者の情報を伏せて行う。
- 2 評価は、各選考委員が次の表の評価基準を目安として、次の表の評価項目ごとに1点から10点までの評価点をつけて行う。

評価基準	優れる 9点～10点 良い 6点～8点 普通 5点 やや劣る 3点～4点 劣る 1点～2点
評価項目	① 男女平等推進に関する知識を有しているか ② 男女平等に関する施策を総合的に推進する意欲を有しているか ③ 論旨が明確であるか ④ 判りやすく表現しているか

第8条 結果の通知

選考結果は、決定後2週間以内に応募者全員に書面で通知する。

第9条 その他

- (1) 応募書面は、理由の如何を問わず返却しない。
- (2) 公募にかかる文書の保存年限は5年とする。